

治罪法施行以前の刑事事件の裁判記録について

— 国立公文書館所蔵平成一七年度法務省移管文書の構造と特徴 —

新見克彦

はじめに

治罪法（明治一三年太政官布告第三七号）が施行された明治一五（一八八二）年一月一日¹以前の刑事事件の裁判記録については、平成一六年度公文書等移管計画に基づいて、平成一七（二〇〇五）年度に法務省より国立公文書館（以下「館」という。）へ二八六二件（請求番号² 平一六法務〇〇〇七二一〇〇〜平一六法務〇二九三三一一〇〇）³が移管されている。この資料群は、各地方検察庁が保管していた治罪法施行以前の刑事事件の裁判記録を一括して法務省が移管したものであり、全国各地の裁判記録がまとまった形で残っている点でも貴重な資料群である。しかしながら、この資料群については、法制史の研究等においていくつか個別にとりあげられているものの⁴、資料群全体についての分析はこれまでほとんどなされていない。

そこで本稿では、平成一六年度公文書等移管計画に基づいて平成一七年度に法務省より館が移管を受けた文書（以下、「平一六法務」という。）における治罪法施行以前の刑事事件の裁判記録二八六二件を分析対象とし、

移管文書の簿冊の名称とその背景にある法律・規程に注目しながら、この資料群の構造及び特徴について明らかにしていくことにしたい。

まず第一章では、明治初期の裁判組織の変遷を整理した上で、司法文書の文書管理における画期として、明治五年八月三日に制定された司法職務定制（太政官無号）に注目し、「平一六法務」の裁判記録における簿冊名と対照させながら、この資料群の特徴を探っていくことにしたい。次に第二章では、刑事事件の裁判における事務の流れに注目しつつ、それぞれの簿冊の位置づけについて見ていくことにしたい。そして第三章では「平一六法務」の裁判記録が、各地方検察庁が保管していた文書であったという来歴を考慮して、「作成・取得部局」の各裁判所を個別に見ていくことで、この資料群の特徴を分析していくことにしたい。さらに第四章では、治罪法施行以後の文書管理や保存規程を参照しながら、この資料群が保存されてきた過程について分析していくことにしたい。

現在の刑事事件の裁判記録の保存については、刑事確定訴訟記録法（昭和六二年法律第六四号）第九条において、保管期間又は保存期間満了後も保存される刑事参考記録についての規定がある。しかしながら、刑事参考

記録に指定された事件については、その事件名さえ公表されていない状況が同法の施行以降、長らく続いてきた⁵。そうした状況は、令和元(二〇一九)年度に法務省が刑事参考記録一覧を公開し⁶、さらに同年度には館に刑事参考記録が一件移管されて⁷、今後の移管への道筋ができるなど、近年、状況は変わりつつある。一方で、刑事参考記録に指定する事件の範囲の拡大や判断基準の具体的な設定等については、現在においても議論が続けられているところである⁸。

本稿で分析対象とする資料群は、地方検察庁が保管していた治罪法施行以前の記録であり、一〇〇年以上も前の記録ではあるが、現在の刑事事件の裁判記録とも連続する資料群である。そうした視点で見えていくと、現在も議論されている刑事事件の裁判記録の保存のあり方について考える上で、参考となる部分があると思われる。本稿では、そうした点にも留意しながら、論をすすめていくことにしたい。

一 明治初期の裁判所組織と司法職務定制

一・一 明治初期の裁判所組織について

本稿で分析対象とする「平一六法務」の裁判記録は、江戸時代の記録に ついてもわずかに含まれているものの⁹、その作成年代のほとんどは、明治に入ってから治罪法が施行される明治一五年一月一日までのものである¹⁰。そこでまず、明治初期の裁判所組織について、当時の法律・規程¹¹及び最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』¹²における整理を参照しつつ、必要な事項を整理しておくことにしたい。明治初期の裁判に関する組織については¹³、まず慶応四(一八六八)年(明治元年)正月一七日に定められた

三職分課で刑法事務総督、刑法事務掛が置かれ、これに代わり二月三日に定められた三職八局制では刑法事務局が置かれている。閏四月二日には発布された政体書により職制が改められて刑法事務局が廃されて刑法官が置かれ、さらに明治二年には弾正台(五月二日)、民部省(七月八日)、刑部省(七月八日)が設置されている。その後、司法権が統合された組織として明治四年七月九日に司法省が設置されるに至る。

明治五年八月三日には裁判所組織の統一的法典である司法職務定制が制定され、裁判所については第一章第四条に次の五つが規定されている。

第四条 裁判所分ヲ五トス

司法省臨時裁判所

司法省裁判所 出張裁判所

府県裁判所 各区裁判所¹⁴

それぞれ、司法省臨時裁判所は国家の大事に関する事件及び裁判官の犯罪を審理する裁判所、司法省裁判所は府県裁判所の裁判に不服がある場合の上告裁判所、出張裁判所は各地方に司法省裁判所が出張して設置される裁判所、府県裁判所は各府県に置かれた第一審裁判所、各区裁判所は府県裁判所に属して区内の事件(民事裁判は元金一〇〇両以下の事件、刑事裁判は笞杖以下の刑の事件)を扱う裁判所となっている¹⁵。

また事務の分課については、本省は書史課・受付課・記録課・出納課の四課、司法省裁判所は聴訟課・断獄課の二課、府県裁判所及び各区裁判所は聴訟課・断獄課・庶務課・出納課の四課とすることがそれぞれ司法職務定制で規定されている(司法省臨時裁判所、出張裁判所については分課の規定なし)。

その後、司法職務定制に代えて、明治八年五月二四日には大審院諸裁判所職制章程（太政官布告第九一号）が制定され、裁判権は大審院以下の裁判所に編成されることになった¹⁶。大審院諸裁判所職制章程により設置された裁判所は、大審院（東京に設置）、上等裁判所（東京・大阪・長崎・福島（後に宮城）に設置）、府県裁判所（各府県に設置）である。さらに同年一月二八日の裁判支庁仮規則（司法省達第一五号）により、府県裁判所は裁判支庁を置くことができるようになっていた。

また、明治九年九月一三日の太政官第一一四号布告により、府県裁判所は地方裁判所に変更されており、さらに、同年九月二七日の区裁判所仮規則（司法省達第六六号）によって、区裁判所が整備されている。

大審院は最高位の裁判機関であり、大審院諸裁判所職制章程の大審院章程第一条には「大審院ハ民事刑事ノ上告ヲ受ケ上等裁判所以下ノ審判ノ不法ナル者ヲ破毀シテ全国法憲ノ統一ヲ主持スルノ所トス」¹⁷と規定されている。大審院以下の裁判所についてもそれぞれ見ていこう¹⁸。まず上等裁判所は、府県裁判所（地方裁判所）の裁判に不服がある場合の控訴審、刑事裁判の死罪の審理及び府県裁判所（地方裁判所）の終身懲役罪案に対する認可を行う裁判所である。次に府県裁判所（地方裁判所）は、民事裁判の第一審、刑事裁判の懲役以下の第一審を行う裁判所である（支庁は民事裁判の一〇〇円以下の事件、刑事裁判の懲役三〇日以下の事件まで処理が可能）。そして区裁判所は、民事裁判の一〇〇円以下の事件、刑事裁判の懲役三年以下の事件を取扱う裁判所としてそれぞれ規定されている。

ここまで見てきたように明治初期の裁判所組織は、短期間のうちに変化をしながら、裁判所制度を体系化して組織を整備してきたことが分かる。

「平一六法務」における刑事事件の裁判記録はこのような裁判所組織のもとで作成された文書であり、また、地方検察庁が保管していた文書のため、

そのほとんどが府県裁判所（地方裁判所及び支庁）、区裁判所で作成された文書となっている。次節ではそうしたことを踏まえた上で、当時の文書管理の規定に注目し、「平一六法務」の裁判記録の簿冊名と対照させながら資料群の分析をしていくことにしたい。

一・二 司法職務定制に基づいて作成された簿冊

司法職務定制では各課が管理する簿冊についての規定があり、この点は当時の文書管理を見ていく上でも注目される。司法職務定制で規定されている事務の分課については前節で述べた通りであるが、「平一六法務」の裁判記録を分析するにあたって、最も注目されるのは、刑事事件を主管とする断獄課が管理していた簿冊である。断獄課は、司法省裁判所、府県裁判所、各区裁判所にそれぞれ規定があるが、ここでは具体例として、府県裁判所の断獄課が管理していた簿冊をとりあげて見ていくことにしたい。府県裁判所の断獄課については司法職務定制の第六五条に規定があり、管理する簿冊については次のように規定をしている。

第二 管主スル簿書十三部左ノ如シ

断獄表	断獄一件帳
口書録	断刑録
断刑伺録	繫獄保管人名帳
罪科期限録	諸受書編冊
獄囚出入帳	病因録
呼出帳	通付録
断獄課日記 ¹⁹	

このように府県裁判所の断獄課では、一三種類の簿冊を作成することが規定されていた。府県裁判所以外では、司法省裁判所は一六種類²⁰、各区裁判所は一一種類、管理する簿冊について規定がある。司法省裁判所、府県裁判所、各区裁判所、それぞれの断獄課で管理される簿冊の名称は一一種類が共通しており、ベースとなる事務は各裁判所で同様に行われていたことが分かる。なお、司法職務定制で規定している断獄課作成文書の内、司法省裁判所のみ規定がある簿冊は、「臧物帳」・「臧物預帳」・「贖金収納帳」・「諸省府県文通録」・「出勤帳」、府県裁判所のみ規定がある簿冊は、「断刑伺録」・「断獄課日記」である（各区裁判所の管理していた簿冊は一一種類であり、各区裁判所のみ規定がある簿冊はない）。

これらの簿冊は司法職務定制が施行された明治五年以降に各裁判所において作成されていったと考えられる。そこでまずは試みに、「平一六法務」の裁判記録における簿冊名と司法職務定制において断獄課が管理すると規定されていた簿冊の名称を照合することで、館所蔵文書がどのような簿冊で構成されているのかを探っていくことにしたい。【表1】は、司法職務定制で断獄課が管理すると規定している簿冊名を館のデジタルアーカイブ（以下「DA」という）で検索して、「平一六法務」の裁判記録における所蔵件数を集計したものである。

【表1】司法職務定制で規定されている簿冊の所蔵件数

簿冊名	件数※1
断獄表	58
断獄一件帳	116
口書録	202
断刑録	512
その他※2	0

※1.簿冊名が「口書録 断刑録」となっているような、一緒に綴られている形式の場合は、双方に件数をカウントした。
 ※2.「その他」は司法職務定制において断獄課が管理すると規定されている簿冊名の内、上記4部を除いた全ての簿冊を指す。

この集計結果からも分かるように、司法職務定制で断獄課が管理すると規定している簿冊名のうち、これに一致する形で館が所蔵している簿冊は、「断獄表」、「断獄一件帳」、「口書録」、「断刑録」である。なお、簿冊の作成年については、「断獄一件帳」は明治九年まで、「断獄表」、「口書録」は明治一四年まで、「断刑録」は明治一五年まで確認できる。治罪法施行以降については「平一六法務」の裁判記録には含まれていないため不明であるが、「平一六法務」の裁判記録で確認する限り、司法職務定制で規定された簿冊の名称は、明治八年の大審院設置以後も各地の裁判所において使用されていたことが分かる。

ではこれらの簿冊はどういう性格の文書が綴られたもののだろうか。この点について司法職務定制の規定を見ていくことにしたい。まず「断獄表」と「断獄一件帳」については、司法職務定制の第五二条第四と第五に次のように規定されている。

第四 刑獄一件毎ニ表ヲ作り事目ヲ掲ケ番号ヲ記シ落着ニ至ル迄逐節断獄ノ大綱ヲ載セ一紙トナシ視閲ニ便シ掛リノ員ハ各々一通ヲ貯フ落着ノ後一通ヲ検事ニ付ス

第五 刑獄一件毎ニ其始末一切ヲ逐録シテ断獄一件帳トス逐帳番号ヲ録ス検事検印ス²¹

このように「断獄表」とは、一つの刑事事件ごとに表を作成し、事件の内容と番号を記して、落着に至るまでの逐一の断獄（刑事裁判）の事柄を記載して一紙としたものである。具体例については次節で詳しく見ていくことにしたいが、刑事裁判の進行に従って「年月日」を記入していく形式の一紙となっており、係員の「視閲ニ便シ」となっていることから裁

判事務の進捗管理をする用途があったと考えられる。一方「断獄一件帳」は、一つの刑事事件が終了する毎にその結果を記録して作成された簿冊である。このようにこれらの簿冊は、刑事事件の裁判記録として一般に想起される供述調書や判決文といった資料ではなく、裁判所が事務処理上において必要があつて作成していた簿冊であり、裁判の業務上の記録簿ともいふべき資料である。

次に「口書録」と「断刑録」についても見ていこう。「口書録」と「断刑録」については、司法職務定制の第五二条第一〇と第一一にそれぞれ次のように規定されている。

第十 鞠場ニ於テ陪坐ノ解部犯人ノ供述ヲ取取シ掛リ解部之ヲ節取シテ口書案ヲ作り案成テ判事ニ正ヲ受ケ属浄写ス本書ハ検事検印ス之ヲ口書録ニ編ム

第十一 犯人証印畢テ後擬律シ課長ノ決ヲ経テ断刑シ罰文言渡ス其文ヲ断刑録ニ記ス検事検印ス²²

このように「口書録」とは、解部が犯人の供述をもとに口書案を作成し、判事の確認を受けたものを属が清書し、その文書に検事が検印したものを編冊したものであり、供述調書にあたる文書である。一方、「断刑録」は犯人が口書に証印した後に擬律（法規を具体的な事件に適用すること）をして、課長の決を経て刑罰を決定した後、判決内容を言い渡す文書を記した簿冊であり、判決文が綴られた簿冊である。

ここまで見てきたことから、「平一六法務」の裁判記録は、司法職務定制の規定をもとに作成されていた簿冊を基準として整理できることが明らかとなった。また、簿冊の内訳を見ていくと、この資料群には裁判の業務

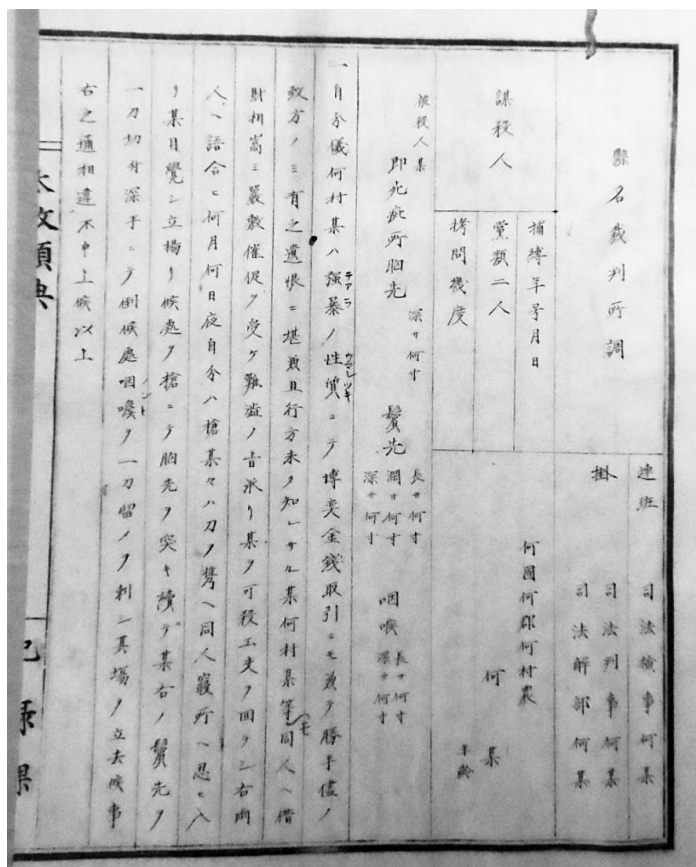
上の記録簿、供述調書、判決文といった資料がまとまった形で残されていることが分かった。判決文以外の業務上の記録簿や供述調書が残されていることは注目点であり、この点は「平一六法務」の裁判記録の資料群としての特徴の一つとしてあげられる。「平一六法務」の裁判記録における判決文以外の記録については、特定の地域を素材とした先行研究²³においてもこれまで活用されてきたところであるが、ここでは「平一六法務」の裁判記録の資料群全体の特徴として、あらためて指摘しておくことにしたい。

二 刑事事件の裁判における事務の流れと作成文書について

前章で見たように「平一六法務」の裁判記録には、判決文以外の簿冊が残されている。このことは判決という裁判の結果だけではなく、そこに至るまでの過程が記録として残されていることを意味する。そこで本章では、刑事事件の裁判事務の流れに注目しながら、一つ一つの記録がどのように位置づけられるのかを具体的な資料に即して見ていくことにしたい。なお、刑事司法手続については、「平一六法務」の裁判記録の下田区裁判所の資料を素材にその司法手続の復元をした橋本誠一氏の研究がある²⁴。本稿では、そうした成果も参照しつつ、「断獄表」に注目して、裁判事務の流れを確認していくことにしたい。

「断獄表」は、前章で見たように一つの刑事事件ごとに作成され、落着に至るまでの逐一の刑事裁判の事柄を載せて一紙としたものであるが、この一紙には諸県に布達された「断獄表書式」（明治六年六月一〇日司法省布達）という書式の雛形が存在している²⁵。基本的にはこうした雛形をもとに各府県や支庁で「断獄表」が作成されたと考えられる。本稿では具体例の一つとして、明治九年一二月分の記録として長崎裁判所福岡支庁で作成

ここでは罪案書式の一例として、太政類典³⁰に綴られている県裁判所の罪案書式について見ていくことにしたい。



【写真2】「罪案書式」（請求番号 太00583100、件名番号 007）

罪案書式は、基本的に口書（供述調書）と擬律（法規を具体的な事件に適用すること）で構成されている。【写真2】は口書部分の冒頭頁である。まず右端上段に「県名裁判所調」（実際には具体的な県名が記載される）とあり、その下段の欄に、事件の担当である連班の検事、掛の判事・解部の記載があり、その左の欄に犯人の住所・身分・氏名・年齢が記載され、そ

の上段に犯罪の要点が記される欄があり、その左の縦長い欄には犯罪の詳細（実際には前科等が記される場合もある）を記す欄が設けられている。そして、その左の欄から調書の本文が、「一 自分儀……」（写真2）中央といった形で始まり、調書の文章の最後には、「右之通相違不申上候以上」（写真2）最終行）と記される。実際の文書ではその末尾に被告人本人によつて調書に署名・捺印がなされる。

そして供述調書の作成の後には、擬律がなされることになる。このあたりは前章で見たように司法職務定制の第五二条第一で「犯人証印畢テ後擬律シ」³¹となつている部分である。擬律では、当時の刑法である明治三年二月二〇日頒布の新律綱領及び明治六年七月一〇日施行の改定律例に照らして、罪名・罰条・量刑が示される。

「平一六法務」の裁判記録の実際の簿冊に綴られている罪案についても、【写真2】で見た罪案書式に沿う形で作成されている事例が多く見受けられる。ただし簿冊によつては、罪案書式が用いられない場合も見られる。例えば、大津地方裁判所検事局彦根支部の「口書録 断刑録」の場合は、仮口供（末尾に擬律）↓申渡というような順番で綴られており、罪案書式は用いられていない³²。罪案書式が用いられない場合については、橋本氏の指摘があり、明治一三年頃から使用されなくなった可能性や略式手続について言及されている³³。罪案書式がいつから使用されなくなるのか、どのような場合に用いられないのか、裁判所ごとに書式を使用するかどうかの判断の違いがあるのかなどについては、不明な点も多い。この点については、今後の研究の進展を俟ちたい。

ここまでに「断獄表」の事務の流れの中で、「罪案ノ浄書」、「罪案ノ検印」、「罪案ノ読聞」、「擬律ノ浄書」が終了したことになる。次の事務にある「本省へ伺」については、「断獄表書式」によれば、死罪以上や難解な事

件については本省への伺いをしていたようである³⁴。【写真1】の事例において、「本省へ伺」の日付の記載がないのは、おそらくは本省に伺う必要のない事件であったからだろう。

そして、「処刑ノ言渡」が行われると一連の刑事裁判が終了することになる。言渡しの判決文は、「断刑録」に綴られており、犯罪の経緯・適用した条文・量刑についての文章が作成されている³⁵。

なお判決文の簿冊名については、司法職務定制で示される「断刑録」という簿冊名で必ずしも統一されていない。司法職務定制では「断刑シ罰文言渡ス其文ヲ断刑録ニ記ス」となっているが、「平一六法務」の裁判記録では、「罰文」や「言渡」³⁶が簿冊名となっているケースもある（DAでキーワード検索すると「罰文」が三七件、「言渡」が九一件）。また、判決文については、この他に「判決原本」や「裁判書」といった簿冊名も見られる（「判決原本」が二七件³⁷、「裁判書」が七二件）。これらの簿冊名については、明らかに治罪法施行以降につけられた名称であり、この点については第四章で改めて検討することにした。

ここまで見てきたことを踏まえつつ、簿冊の中身の書類作成順を基準に大まかに整理すると、供述調書が作成されて、擬律が記入され、判決文が作成されるという手順となり、簿冊名だと①「口書録」・「罪案録」・「罪案擬律」↓②「断刑録」・「罰文」・「言渡」・「判決原本」・「裁判書」という整理ができる。そして、裁判の終了後に「断獄一件帳」のような記録簿が作成されていたということになるだろう。

個別の刑事事件という観点から見ると、これらの簿冊には一事件の記録が分離して綴られていることになる。一事件の記録の全体を復元するには判決年月日等から推測して、DAで簿冊の作成年月日と作成・取得部局で絞り込んでそれぞれ探し出す必要がある。ただし、「平一六法務」の

裁判記録においては、種類や年代によっては、対応する記録が存在しない場合もあるなど、必ずしも見つけだせるとは限らない点は注意が必要である。なお、場合によっては前述した「口書録 断刑録」のように一連の記録が一括して綴られている場合もあり、この場合は一つの簿冊で供述調書と判決文が揃うことになる。

本章においては、刑事事件の裁判における事務の流れと作成文書という観点から、「平一六法務」の裁判記録を分析してきた。これにより、判決文や供述調書といった形で分類できるこの資料群が、一連のまとまりとしてどのように把握できるのか、ある程度明らかになってきたように思われる。さらに次章では、「平一六法務」の裁判記録が、各地方検察庁が保管していた文書であったという来歴を考慮して、この資料群の特徴を見出ししていくことにしたい。

三 資料群における各裁判所の個別の特徴について

ここまで、制度的な側面から「平一六法務」の裁判記録を分析してきたが、本章では「平一六法務」の裁判記録が、各地方検察庁が保管していた文書を法務省が移管したという来歴を考慮して、「作成・取得部局」の各裁判所を個別に見ていくことで、資料群の特徴を分析していくことにしたい。

「平一六法務」の裁判記録は、保管されていた地方検察庁ごとに請求番号が連番で付されており、「作成・取得部局」の各裁判所の名称より資料群を区切っていくことが可能である。そこで、この資料群の全体像を理解するための試みとして、大枠ではあるが、作成・取得部局の裁判所名をもとに現行の四七都道府県別に区分し、集計をしたのが【表2】である。

【表2】「平16法務」の刑事事件の裁判記録における都道府県別の所蔵件数

都道府県名	所蔵件数	請求番号	参考（「作成・取得部局」に表記がある地名）※1
北海道	11	平16法務02691100～02701100	小樽、函館、江差、増毛
青森	115	平16法務02557100～02671100	盛岡、水沢、仙台、青森
岩手	10	平16法務02672100～02681100	宮古、磐井
宮城	5	平16法務02492100～02496100	大河原、古川、仙台
秋田	9	平16法務02682100～02690100	弘前、秋田、本荘
山形	2	平16法務02555100～02556100	米沢、福島、酒田
福島	58	平16法務02497100～02554100	福島、平、白河、中村、若松、三春、磐前、津川
茨城	7	平16法務00344100～00350100	新治、木更津
栃木	22	平16法務00351100～00372100	宇都宮
群馬	116	平16法務00373100～00488100	熊谷、前橋
埼玉	200	平16法務00144100～00343100	入間、大宮、川越、行田、熊谷、渋川、深谷
千葉	0		
東京	0		
神奈川	71	平16法務00073100～00143100	小田原
新潟	59	平16法務00507100～00565100	柏崎、新潟、新発田、高田、糸魚川、相川、村上
富山	0		
石川	7	平16法務01769100～01775100	金沢、小松、七尾、輪島
福井	5	平16法務01764100～01768100	敦賀
山梨	3	平16法務00504100～00506100	谷村
長野	368	平16法務00566100～00933100	長野、中野、御影、松代、須坂、松本、佐久、松代、上田、福島、筑摩、伊那、塩尻、飯島、高島、上諏訪、飯田、飯山、岩村田、大町
岐阜	0		
静岡	15	平16法務00489100～00503100	静岡、下田、掛川
愛知	185	平16法務01579100～01763100	名古屋、一宮、半田、岡崎、豊橋
三重	0		
滋賀	26	平16法務01553100～01578100	大津、彦根
京都	82	平16法務01379100～01460100	京都、宮津
大阪	445	平16法務00934100～01378100	大阪
兵庫	88	平16法務01461100～01548100	姫路、神戸、徳島、洲本、名東
奈良	4	平16法務01549100～01552100	五条
和歌山	0		
鳥取	13	平16法務01844100～01856100	鳥取
島根	27	平16法務01857100～01883100	松江、浜田、西郷
岡山	28	平16法務01816100～01843100	玉島、岡山、津山、高梁
広島	10	平16法務01776100～01785100	尾道
山口	30	平16法務01786100～01815100	山口、萩、岩国、下関
徳島	29	平16法務02773100～02801100	脇町、高知、徳島
香川	71	平16法務02702100～02772100	高松、名東、丸亀
愛媛	50	平16法務02884100～02933100	松山、西条
高知	82	平16法務02802100～02883100	高知、幡多
福岡	317	平16法務01884100～02200100	福岡、三潴、粕屋、長崎、久留米、小倉
佐賀	12	平16法務02201100～02212100	佐賀、唐津
長崎	18	平16法務02213100～02230100	厳原、福江、島原、長崎
熊本	235	平16法務02247100～02481100	熊本、八代、山鹿、人吉、天草
大分	16	平16法務02231100～02246100	大分、中津、日田、竹田
宮崎	10	平16法務02482100～02491100	宮崎、都城、延岡
鹿児島	0		
沖縄	0		
その他※2	1	平16法務00072100	
合計	2862		

※1.記載順はDAの請求番号順とした。また、所蔵文書の傾向を把握するため地名をキーワードとして抜き出した参考情報であり、裁判所の種類や藩・県・地方・区・支庁などの別についても省略している。また、地名や地域区分は現在と異なる場合があるが、当時の表記のまま地名を抜き出した。

※2.「作成・取得部局」は大審院。

【表2】の所蔵件数を見て気がつくことは、都道府県ごとの所蔵件数にかなり偏りがあることである。所蔵件数に〇〇四四五件までの幅があり、一〇〇件を超えるのは青森・群馬・埼玉・長野・愛知・大阪・福岡・熊本の八府県しかない。この理由については不明であるが、火災や空襲によって消失した所もあったと思われる³⁸。上位三府県（表2）網掛け部分）の大阪・長野・福岡は、それぞれ四四五件、三六八件、三一七件で、合計一一三〇件が所蔵されており、資料群全体の三分の一以上を占めている。

また、【表2】では参考情報として「作成・取得部局」から地名を抜き出して見たが、これをもとに見ていくと都道府県内においても地域的な偏りが見られる点が注目される。例えば、神奈川県の場合は七一件であるが、地名は「小田原」しか抜き出されていない。DAで確認すると、全てが小田原区裁判所関連のもので占められており、小田原の簿冊のみが集中して所蔵されていることが分かる。これは、群馬県の場合も同様で、一一六件所蔵しているが、地名は「熊谷」と「前橋」のみであり、DAで確認すると、全てが熊谷裁判所前橋支庁（当時の管轄区域）関連のもので占められており、前橋の簿冊のみが集中して所蔵されていることが分かる。逆に新潟県や長野県のように多くの地名が並んでいる場合は、より広域の簿冊が所蔵されている。このように所蔵簿冊は、地域別にかんがりの偏りがある。この点は特定の地域をこの資料群で調査しようとする場合において、留意が必要な点である。

その他の点では、福島県に分類した若松県・三春県・磐前県、福岡県に分類した三瀧県といった、明治期の一定期間のみに存在していた地名が「作成・取得部局」に使用されている点に注意が必要である。DAにおいては、これらについては、当時の名称で検索をしないと表示されない。この点は明治期における地名や当時の裁判所の管轄区域についての知識が必要とな

ってくる。

ここまで【表2】をもとに都道府県別に分類した場合における資料群の特徴について述べてきた。なお、地方裁判所・支庁・区裁判所等をもつに区分けして分析する場合においても、前章まで論じてきた簿冊名による分類によって整理が可能である。例えば分かりやすい事例として、群馬県の熊谷裁判所前橋支庁の事例を見ていこう。【表3】はDAで得られる情報から、熊谷裁判所前橋支庁の簿冊別の所蔵状況を整理したものである。【表3】で見るとように熊谷裁判所前橋支庁の簿冊は、「断刑録」と「口書録」と「断獄表」で構成されている。「断刑録」と「口書録」については、明治九年十二月～明治一四年一二月までについて、一部欠本があるもののほとんどが所蔵されており、判決文と供述調書については、まとまった形で所蔵していることが分かる。なお、熊谷地方裁判所前橋支部が設置されたのは明治九年一月八日であり³⁹、設置当初以来の簿冊が残されているということになる。「断獄表」については、明治一〇年のものが部分的に所蔵されているようである。

【表3】 熊谷裁判所前橋支庁の簿冊別の所蔵状況

請求番号	簿冊名	所蔵数	作成年月の範囲	所蔵状況
平16法務00373100～ 平16法務00431100	断刑録	59	明治9年12月～ 明治14年11月	・明治9年12月～明治14年11月までの各月の簿冊が全て揃っている。
平16法務00432100～ 平16法務00484100	口書録	53	明治9年12月～ 明治14年12月	・明治9年12月～明治14年12月までの各月の内、明治10年5,9月、明治11年5,12月、明治12年1,3月、明治13年12月、明治14年1月は欠本。
平16法務00485100～ 平16法務00488100	断獄表	4	明治10年5月～ 明治10年12月	・明治10年5月～明治10年12月までの各月の内、明治10年6,7,9,11月は欠本。

裁判所によっては、江戸時代や司法職務定制施行以前の簿冊を所蔵している場合もあり⁴⁰、【表3】のような整理が難しい場合もあるが、基本的には簿冊名から判決文と供述調書とそれ以外の簿冊に分類して、整理をしていく方法が有効である。前章で見たように供述調書の簿冊名は「口書録」・「罪案録」・「罪案擬律」、判決文の簿冊名は「断刑録」・「罰文」・「言渡」・「判決原本」・「裁判書」といった形で分類していくことになる。これにより一つ一つの地方裁判所・支庁・区裁判所等に区分した場合においても、その所蔵資料の性格を整理していくことができると思われる。なお、熊谷裁判所前橋支庁のようにある程度まとまった期間について通年で揃っている場合もあれば、ごく一部の期間について断片的にしか所蔵していない場合もあり、地方裁判所・支庁・区裁判所ごとに所蔵状況は大きく異なる。通年で揃っている場合については、制度的な変遷に対応した裁判の実態を分析するといったことも可能であり、貴重な資料群といえる。

四 治罪法施行以後の文書管理と保存規程

「平一六法務」の裁判記録は、前述した通り基本的には治罪法が施行された明治一五年一月一日以前に作成された文書で構成されている。しかし一方で、明治初期から平成一七年度に館に移管されるまでの間、保存された文書であるということを考えると、その間における文書管理や保存規程と無縁であったとはいえないだろう。本章ではそうした観点から治罪法施行以後の文書管理と保存規程に注目して、「平一六法務」の裁判記録を見ていくことにしたい。刑事事件の裁判記録に関する保存制度の歴史については、浅古弘氏⁴¹や山田敏之氏⁴²による整理がある。まずは、それらを参照しつつ刑事事件の裁判記録の保存に関してその経緯を確認しておくこ

とにしたい。

はじめて記録保存を明文で規定したのは、明治一五年施行の治罪法であり、三二三条に「裁判言渡書及ヒ公判始末書ノ正本ハ其裁判所ノ書記局ニ保存ス可シ」⁴³とある。そして、記録の保存期間が明示されたのが、明治一八年の大審院并裁判所の書類保存規程⁴⁴であり、違警罪・軽罪・重罪の訴訟書類については、それぞれ一年、六年、二〇年の有期保存とされた。一方で判決文については、第一〇条に「民事刑事ノ言渡書及命令書ハ永久之ヲ保存ス可シ」⁴⁵とあり、永久保存であった。また、第一六条には「此規則ハ大審院ハ其創設控訴裁判所ハ上等裁判所ト始審裁判所ハ地方裁判所ト称セシ以後ノ書類ニ適用ス可キ者トス」⁴⁶とあり、大審院創設以前、控訴裁判所・始審裁判所が上等裁判所・地方裁判所と称する以前の書類について、保存規程の適用除外とされている。明治一八年一〇月二四日司法省達の大審院並裁判所書類保存規程心得では、「同第十六条ニ定メタル上等裁判所及地方裁判所ト称セシ以前ノ訴訟書類ハ総テ之ヲ保存ス可シ」⁴⁷となっており、これらの訴訟書類は全て保存されたようである⁴⁸。地方裁判所と称されたのは明治九年九月一三日以降であるから、「平一六法務」の裁判記録において、それ以前の判決文以外の訴訟書類がまとまった形で残されていたのは、この時の規程が理由の一つとして考えられるだろう⁴⁹。

その後、明治一八年の書類保存規程が改められることになるのが、大正七（一九一八）年の民刑訴訟記録保存規程（大正七年六月三日司法省法務局庶第七号司法大臣訓令）⁵⁰である。民刑訴訟記録保存規程第二四条によれば、刑事記録については刑の種類によって保存期間が異なっており、死刑又は無期刑は一五年、六年以上の有期刑は一〇年、六年未満の有期刑は五年、罰金は三年、拘留又は過料は一年とそれぞれ有期保存とされている⁵¹。なお判決の原本については、第三一条に永久保存することが規定されてい

る。

浅古氏が指摘しているように民刑訴訟記録保存規程において特徴的なのは、特別保存という考え方が導入されたことである⁵²。民刑訴訟記録保存規程第四〇条には第一項で「重要ナル事件ノ記録ニシテ史料又ハ後日ノ参考ト為ルヘキモノハ保存期間満了ノ後ト雖引続キ之ヲ保存スヘシ」とあり、第二項で「前項ノ記録ハ特別ニ之ヲ保管シ相当ナリト認ムルトキハ之ヲ本省ノ保管ニ移スヘシ」⁵⁴となっていて、重要な事件の記録について保存期間満了後も保存しておく特別保存について定められている。この特別保存について浅古氏は、昭和一二（一九三七）年に刊行された『司法省和漢図書目録』⁵⁵の「Y 特殊記録、民事刑事参考」の項目に注目しているが、「刑事参考資料」の項目には具体的な資料名がなく、制度の実際の運用も不明とされている⁵⁶。この点を踏まえた上で、「平一六法務」の裁判記録を見てみると、「刑事参考資料」という貼紙がある簿冊が散見されるのが注目される⁵⁷。この貼紙のある簿冊が、大正七年の民刑訴訟記録保存規程で特別保存されてきたものである可能性は高いように思われる。今のところ断定はできないが、これらの簿冊が保管されてきた経緯を考える上で重要な手掛かりであるのは間違いないだろう。

大正七年の民刑訴訟記録保存規程については、改正を経ながら継続し、戦後の司法改革を迎えているが、戦後数年間は保存規程について何ら措置がなされていない⁵⁸。昭和二三年の刑事訴訟法（昭和二三年法律第一三一号）第五三条第四項においては、「訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。」となっていたが、その後法律は制定されず、昭和四五年に検務関係文書等保存事務暫定要領（昭和四五年一月法務省刑事第四五号刑事局長通達）という暫定的な取り扱い要領が出されており、昭和六二年になって刑事確定訴訟記録法が制定されている⁵⁹。

刑事確定訴訟記録法は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の保管、保存及び閲覧を定めた法律であるが、刑事確定訴訟記録法の第二条関係の別表では、保管記録の区分は裁判書と裁判書以外の保管記録の二つに大きく区分が分かれている。保管期間については、裁判書の場合は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判は一〇〇年、有期の懲役又は禁錮に処する確定裁判は五〇年、罰金、拘留若しくは科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判は二〇年⁶⁰と規定されている。そして、裁判書以外の保管記録については、刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録の場合、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処するものは五〇年、二〇年を超える有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係るものは三〇年、一〇年以上二〇年以下の懲役又は禁錮に処する裁判に係るものは二〇年、五年以上一〇年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るものは一〇年、刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るものは八年、五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判（刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判を除く。）に係るものは五年、罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るものは三年⁶¹と規定されている。

ここで最も注目されるのは、判決原本（裁判書）の永久保存についての規定がなくなっただ点であり、供述調書等の訴訟書類のみならず、裁判書についても全て有期保存となっている。ただし、第二条第三項に「保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。」とあり、保管期間の延長は認められている。また第九条においては、「法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする。」とあって、保管期間又は保存期間満了後も保存される刑事参考記録

についての規定がある。「はじめに」でも述べたように、この刑事参考記録については選定する事件の判断基準について、現在においても議論が続けられている。

「平一六法務」の裁判記録は、治罪法施行以前の文書のため、移管時の平成一七年の時点において、保管期間は一〇〇年を超えており（保管期間の最長は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書で一〇〇年）、廃棄となってしまう可能性もあったため、平成一七年度に館に移管されたことは大きな意味があったといえる。なお、「平一六法務」の裁判記録には「刑事参考記録」の貼紙がある簿冊があり⁶²、こうした簿冊は刑事参考記録に指定されていたと考えられる。

ここまで「平一六法務」の裁判記録に即して、保存制度の歴史を見てきたが、第二章において触れた、治罪法施行以後の規定に見られる名称の簿冊（「判決原本」や「裁判書」）が、「平一六法務」の裁判記録においても見られるという点についても、ここで検討しておくことにしたい。

まず、「判決原本」という名称であるが、これはおそらく明治二三年の刑事訴訟法（明治二三年法律第九六号）以降につけられた名称であると考えられる。刑事訴訟法第二〇五条には「判決ノ原本ニハ其裁判ヲ為シタル裁判所、年月日、其事件ニ干与シタル検事ノ官氏名ヲ記載シ判事、裁判所書記共ニ署名捺印ス可シ」とあり、「判決ノ原本」という名称で判決文を呼称している。なお、民事事件の裁判記録の場合は、各地の裁判所が開庁期の民事判決原本を「民事判決原本綴」として整理保存し、「民事判決原本」という用語が明治二三年の民事訴訟法（明治二三年法律第二九号）から使用されているが、浅古氏はこうした点を踏まえ、明治一八年の大審院并裁判所の書類保存規程のもとで、明治二三年以降に裁判記録類が現在の形に編綴し直されたと推測している⁶⁴。こうした点を「平一六法務」の裁判記

録で考えてみると、刑事事件の裁判記録の場合は、「断刑録」といった司法職務定制の時代の形式を残す簿冊がまとまって残っており、民事事件の裁判記録とは異なった整理保存がなされていることが分かる。一方で「判決原本」という名称がつけられている簿冊については、刑事事件の場合においても明治二三年以降に編綴し直した可能性が高いといえるだろう。

また「裁判書」という簿冊名の場合は、「裁判書」という呼称が現行の刑事確定訴訟記録法で使用されていることを考えると、同法が施行された昭和六三年以降に整理し直した簿冊である可能性が高い。なお、「平一六法務」の裁判記録においては、元の簿冊に「裁判書」の表紙がつけられた二重表紙になっているものも見られ⁶⁵、簿冊が作成された後の時代に整理保存し直した痕跡を認めることができる。

ここまで、刑事事件の裁判記録に関する保存制度の歴史を振り返りながら、「平一六法務」の裁判記録が保存されてきた背景について見てきた。これにより、「平一六法務」の裁判記録には、治罪法施行以前の裁判記録であるという点のみならず、平成一七年の館への移管に至るまでの保存制度の歴史が刻印された資料群としても見るることができることが分かった。こうした点を踏まえると、この資料群は刑事事件の裁判記録の保存における重要な先例であり、今後の適切な保存を考えていく上での参考資料としても活用していくことができるだろう。

おわりに

ここまで「平一六法務」の裁判記録について、移管文書の簿冊の名称やその背景にある法律・規程に注目しながら、この資料群の構造及び特徴について論じてきた。ここまでで明らかになった点をまとめておくことにし

たい。

まず第一章では明治初期の裁判組織の変遷を整理した上で、司法文書の文書管理における画期として、明治五年の司法職務定制に注目し、司法職務定制で規定されている簿冊の名称と「平一六法務」の裁判記録における簿冊の名称を照合させて分析を行った。これにより、「平一六法務」の裁判記録は、司法職務定制の規定をもとに作成されていた簿冊を基準として整理できることが明らかとなった。また、簿冊の内訳を見ていくと、この資料群には裁判の業務上の記録簿、供述調書、判決文といった資料がまとまった形で残されていることが分かった。

次に第二章では、刑事事件の裁判における事務の流れに注目しつつ、それぞれの簿冊の位置づけについて見ていった。刑事事件の裁判における事務の流れに沿って、書類作成順を大まかに整理すると、供述調書が作成されて、擬律が記入され、判決文が作成されるという手順となり、簿冊名だと①「口書録」・「罪案録」・「罪案擬律」→②「断刑録」・「罰文」・「言渡」・「判決原本」・「裁判書」という整理ができる。そして、裁判の終了後に「断獄一件帳」のような記録簿が作成されることになる。このようにそれぞれの簿冊は事務の流れに沿って整理することが可能である。

そして第三章では「平一六法務」の裁判記録について、「作成・取得部局」の各裁判所を個別に見ていくことで、この資料群の特徴を分析した。これにより地方裁判所・支庁・区裁判所ごとの所蔵件数にかなり偏りがあることが明らかとなった。また、地方裁判所・支庁・区裁判所ごとに一つ一つに区分けして資料群の性格を分析する場合においても、「口書録」（供述調書）や「断刑録」（判決文）といった簿冊の名称による分類によって、整理をしていく方法が有効であるということを指摘した。

さらに第四章では、治罪法施行以後の文書管理や保存規程を参照しながら、

この資料群が保存されてきた過程を分析した。刑事事件の裁判記録の保存については、明治一八年の大審院并裁判所の書類保存規程、大正七年の民刑訴訟記録保存規程、昭和六二年の刑事確定訴訟記録法など、それぞれに画期がある。特に特別保存の規定に関する部分について、「平一六法務」の裁判記録において「刑事参考資料」・「刑事参考記録」という貼紙がある点に注目し、裁判記録の特別保存の指定について、「平一六法務」の裁判記録にその痕跡があることを指摘した。

本稿では特に簿冊名に注目して資料群の分析を行ってきたが、この資料群がどのような性格の簿冊で構成され、どのような特徴をもった資料群であるのかについては、ある程度提示できたのではないかと思う。今後重要となってくるのは、この資料群をどのように活用していくのかという点である。裁判の先例としての役割は現用段階において最も重視された点であるが⁶⁶、それ以外にも様々な利用が可能である。例えば、通年で簿冊が所蔵されている裁判所については、制度的な変遷に対応した裁判の実態を見ていくことが可能であるし、また、特定の地域で起こった事件を見ていくことで、明治期の状況や世相についても窺うことが可能であり、様々な活用のあり方が考えられる。また、判決文以外の記録が残っているという点についてあらためて言及すると、口書や罪案で得られる情報は、判決文以上に犯人の動機や心情を窺い知れる場合もあり、事件を読み解く上では重要な記録といえる。

記録を将来に残すという点では、特別保存の規定などにおいて、将来にこの記録を残して活かしていこうとする意識がこれまでの制度上においても垣間見られた点は重要であり、治罪法施行以後の簿冊についても今後どのような形で残していくかが重要になってくる。「はじめに」でも述べたように、今後は刑事参考記録の選定範囲の判断基準や館への移管についての

議論が進められていくと思われる。本稿で論じた「平一六法務」の裁判記録は、館への刑事事件の裁判記録の移管の先例であり、今後の指針を考える上でも参考となるのではないだろうか。「平一六法務」の裁判記録が今後、様々な視覚から活用されていくことを期待したい。

1 治罪法は「我が国最初の完備した近代的刑事訴訟法典」（最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』大蔵省印刷局、一九九〇年、四二頁）とされる。なお、同日に刑法（明治一三年太政官布告第三六号・旧刑法）も施行されており、法制史上では一つの画期と考えられている。本稿において「請求番号」と記載する場合は、特にことわりがない限りは、館の請求番号とする。

3 館のDA（国立公文書館デジタルアーカイブ）、<https://www.digitalarchives.go.jp/>（以下同）（参照、二〇二一年一月三〇日）の資料群階層では、行政文書↓法務省↓検察庁関係↓地方検察庁関係に分類されている。なお地方検察庁関係は二八七二件が表示されるが、そのうち、平成一七年度以外に移管された文書が一〇件含まれている（請求番号 平一九法務〇〇一八三〇〇〇〇〇一八六一〇〇、平二二法務〇〇一七一一〇〇、平二八法務〇〇三九一〇〇〇〇〇二四三二〇〇）。これらについては、昭和・平成期に作成された文書であり、平成一七年度移管文書とは性格が異なるため、本稿の分析の対象外とした。

4 安竹貴彦・「諸吟味書」研究会「諸吟味書」（巻番帳）―明治二年大阪府の刑事判決録―『法学雑誌』五八巻一号、二〇一一年九月、をはじめとする安竹氏の大阪の諸吟味書についての一連の研究や橋本誠一「明治初年の裁判―垂直的手続構造から水平的な手続構造へ―」晃洋書房、二〇一七年における「第五章 下田区裁判所の刑事司法手続―治罪法施行以前を中心に―」（初出二〇一五年）等、特定の地域を素材として実証的な研究が進められている。

5 竹澤哲夫「司法資料の保存と利用―判決原本・民事に続いて刑事へ―」

6 『アーカイブズ』二九号、二〇〇七年七月。法務省「刑事参考記録一覧の掲載について」、https://www.moj.go.jp/keiji/keiji02_00001.html（参照、二〇二一年一月三〇日）。

7 館のDAの資料群階層では、司法文書↓刑事参考記録に分類されている。移管の経緯についてはDAにおける「刑事参考記録」の資料群詳細において、以下のように説明されている。

「平成二六年八月二五日に内閣総理大臣と法務大臣の間で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の定めが締結され、法務大臣がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史公文書等」は、法務省が保有する刑事事件に係る判決書等の訴訟に関する書類のうち、歴史資料として重要な公文書その他の文書であるものについて保存期間を満了したものが当館に移管されることとなった。刑事参考記録については、令和元年七月三日に内閣府大臣官房長と法務省刑事局長の間で「歴史公文書等の適切な保存のための必要な措置についての実施について」（平成二六年八月二五日内閣府大臣官房長・法務省刑事局長合合せ）の一部改正され、「歴史公文書等の移管計画について」（令和二年三月二四日付け内閣総理大臣通知）が決定された。」、<https://www.digitalarchives.go.jp/fonds/4492942>（参照、二〇二一年一月三〇日）。

8 令和三年二月二日「法務大臣閣議後記者会見の概要」https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00170.html（参照、二〇二一年一月三〇日）において、刑事参考記録の指定の在り方の見直しについて、上川陽子法務大臣（当時）が報告している。

9 江戸時代の裁判記録については、館のDA上では、二四件の確認ができる。都道府県別の内訳は、長野二〇件（請求番号 平一六法務〇〇五六六一〇〇〇〇〇平一六法務〇〇五八五一〇〇〇）、福岡三件（請求番号 平一六法務〇一八八四一〇〇〇〇〇平一六法務〇一八八六一〇〇〇）、熊本一件（請求番号 平一六法務〇二四七一〇〇〇）である。

10 なお、ごく一部であるが、治罪法施行以後に作成された文書も含まれている（館のDAにおいて、「年月日」を明治一五年以降に検索条件を設定して検索すると、治罪法施行以降の簿冊が二〇件表示される）。

- 11 司法省及び裁判所に関する法律・規程等については、浅古弘・竹澤哲夫・中山幸二・安藤正人「シンポジウム 司法資料保存の歴史と現代的課題」『早稲田法学』六九巻二号、一九九三年、の資料編、中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』岩田書院、二〇〇九年、に一定程度網羅されている。
- 12 最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』（前掲注1）。
- 13 慶応四年〜明治四年の司法省設置までの説明については、最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』（前掲注1）、一六〜一八頁、に依った。なお、当該期の詳細については、司法省総務局記録課編『司法省沿革略誌（明治元年正月〜明治二十一年十二月）』司法省、一八八九年、参照。
- 14 「公文録・明治五年・第六十九巻・壬申八月・司法省伺（待罪・布達）」（請求番号 公〇〇六九三〇〇、件名番号 〇〇一「本省職制事務章程御達」）。なお、本稿における資料の引用にあたっては、旧字体を新字体に改めた（以下同）。
- 15 それぞれ司法職務定制で規定されている。司法職務定制施行当時の裁判所制度については、最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』（前掲注1）、一八〜一九・五二八頁で解説・図示されており、説明にあたって参照した。
- 16 大審院諸裁判所職制章程施行当時の裁判所制度については、最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』（前掲注1）、二〇〜二二頁・五二九頁に解説・図示されており、説明にあたって参照した。なお、当該期の刑事裁判制度の変化については、福山道義「司法職務定制から大審院設置後までの刑事裁判制度と司法省」『福岡大学法学論叢』六二（三）、二〇一七年一月、に詳しい。
- 17 「太政類典・第二編・明治四年〜明治十年・第十七巻・官制四・文官職制四」（請求番号 太〇〇二三九一〇〇、件名番号 〇三八「大審院諸裁判所及司法省検事職制章程附巡回裁判所規則判事職制通則」）。
- 18 それぞれ大審院諸裁判所職制章程、裁判支庁仮規則、区裁判所仮規則で規定されている。
- 19 前掲注14。
- 20 司法職務定制において司法省裁判所の断獄課が管理する文書を規定している第五二条第二では「管主スル簿書十七部左ノ如シ」とあるが、簿書名は一六部しか記載されていない。
- 21 前掲注14。
- 22 前掲注14。
- 23 前掲注4 参照。
- 24 橋本誠一『明治初年の裁判―垂直的手続構造から水平的手続構造へ―』（前掲注4）における「第五章 下田区裁判所の刑事司法手続―治罪法施行以前を中心に―」。また、「静岡県史料」（請求番号 府県史料静岡）を活用した「第四章 静岡裁判所の刑事司法手続」（初出二〇一四年）も合わせて参照した。
- 25 「太政類典・第二編・明治四年〜明治十年・第三百四十八巻・治罪二・刑事裁判所二」（請求番号 太〇〇五八三二〇〇、件名番号 〇二二「断獄表書式」）。
- 26 前掲注14。
- 27 平一六法務〇一九六五二〇〇の簿冊においては、日付の記入漏れがあり、空欄になっている場合も見受けられる。なお、【写真1】の事例においては、「処刑ノ言渡」の日付が明治九年二月二日で、「擬律の検印」の二三日と順番が前後するように見えるが、管見ではこのような事例は他にはなく、おそらくは「処刑ノ言渡」は二三日の書き損じと考えられる。
- 28 「太政類典・第二編・明治四年〜明治十年・第三百四十八巻・治罪二・刑事裁判所二」（請求番号 太〇〇五八三二〇〇、件名番号 〇〇六「罪案凡例」、件名番号 〇〇七「罪案書式」）。
- 29 前掲注28のうち（件名番号 〇〇六「罪案凡例」）。
- 30 館のDAの資料群階層では、行政文書↓内閣・総理府↓太政官・内閣関係↓第六類 太政類典に分類されている。簿冊の内容についてはDAにおける「第六類 太政類典」の資料群詳細において、以下のように説明されている。
- 「太政官日記、太政官日誌、公文録等から典例条規（先例、法令等）を採録浄書し、制度門から治罪門までの一九部門に分類し、これを年代順に編纂したもの。編纂の際の草稿も残されている。」、<https://>

- www.digital.archives.go.jp/fonds/2321535 (参照: 二〇二一年一月三〇日)。
- 31 前掲注 14。
- 32 「口書録 断刑録 第五号」(請求番号 平一六法務〇一五七三一〇)。
- 33 橋本誠一『明治初年の裁判―垂直的手続構造から水平的な手続構造へ―』(前掲注 4)、二〇八、二六九頁。
- 34 前掲注 25。
- 35 判決文の形式は、現在のように主文と理由に分かれておらず、それらがまとめて記載されている。
- 36 なお、治罪法では、第三二三条に「裁判言渡書及ヒ公判始末書ノ正本ハ其裁判所ノ書記局ニ保存ス可シ」(太政類典・第四編・明治十三年・第五十八卷・治罪・刑事裁判所)(請求番号 太〇〇七六三一〇、件名番号 〇〇三「治罪法制定」とあり、「裁判言渡書」という簿冊の名称が用いられている。
- 37 館のDAで、「平一六法務」の裁判記録における「判決原本」をキーワード検索すると一三三件表示されるが、そのうち六件は「判決原本索引簿」であり、これについては件数から除いた。
- 38 公文書の火災による消失事例については、山田敏之氏の整理がある(山田敏之「国の機関における公文書の保存について」『レファレンス』八三六号、二〇二〇年九月、一八〜二〇頁)。
- 39 前橋地方検察庁「沿革」、<https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/maebashi/page100001.html> (参照: 二〇二一年一月三〇日)。
- 40 「平一六法務」における江戸時代の裁判記録については、前掲注 9 参照。司法職務定制以前の簿冊については、大卒ではあるが、試みに館のDAにおいて、「年月日」を明治一年〜明治四年に検索条件を設定して検索すると二〇五件が表示される。これらについては地方ごとに異なる名称の様々な簿冊が作成されており、統一性はほとんど見られない。なお、このうち最もまとまった形で所蔵しているのは、大阪の「諸吟味書」七二件である。「諸吟味書」については、安竹貴彦氏の研究(前掲注 4)がある。
- 41 浅古弘「第一報告」序説・裁判記録保存法制の歴史」(「シンポジウム 北の丸」第54号 治罪法施行以前の刑事事件の裁判記録について
- 42 ム 司法資料保存の歴史と現代的課題」(前掲注 11)、七二〜九〇頁)。
- 43 山田敏之「国の機関における公文書の保存について」(前掲注 38)。
- 44 前掲注 36。
- 45 明治一八年大審院并裁判所書類保存規程については、浅古弘「第一報告」序説・裁判記録保存法制の歴史」(「シンポジウム 司法資料保存の歴史と現代的課題」(前掲注 11)、七七〜七八頁)に詳しい。本稿の説明にあたっても参照した。
- 46 「公文録・明治十八年・第二百一十一卷・明治十八年八月・司法省」(請求番号 公〇四〇一六一〇〇、件名番号 〇〇一「大審院裁判所書類保存規程制定ノ件」)。
- 47 前掲注 45。
- 48 「大審院並裁判所書類保存規程心得」の引用については、浅古弘・竹澤哲夫・中山幸二・安藤正人「シンポジウム 司法資料保存の歴史と現代的課題」(前掲注 11)の資料編、一四三頁、に依った。
- 49 なお、保管場所については明治三年の刑事訴訟法施行当初は裁判所で保管されていたが(第二一条)、明治九年の司法省民刑局長回答によると、この頃には検事局に送致されていたようである(浅古弘「第一報告」序説・裁判記録保存法制の歴史」(「シンポジウム 司法資料保存の歴史と現代的課題」(前掲注 11)、七六頁)。
- 50 「平一六法務」の裁判記録における明治九年九月一三日〜明治一四年分の訴訟書類については、何故保存されていたのか不明である。
- 51 「民刑訴訟記録保存規程」の引用については、浅古弘・竹澤哲夫・中山幸二・安藤正人「シンポジウム 司法資料保存の歴史と現代的課題」(前掲注 11)の資料編、一四三〜一四七頁、に依った。
- 52 刑の言渡しがなかった終局判決、予審免訴の決定であった場合については、死刑又は無期刑の事件は一〇年、有期刑の事件は五年、罰金の事件は三年、拘留又は過料は一年と保存期間が短く設定されている(民刑訴訟記録保存規程第二五条)。
- 53 浅古弘「第一報告」序説・裁判記録保存法制の歴史」(「シンポジウム 司法資料保存の歴史と現代的課題」(前掲注 11)、七八〜七九頁)。
- 54 浅古弘・竹澤哲夫・中山幸二・安藤正人「シンポジウム 司法資料保

